

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 4月23日付け「介護難民の不安」の新聞記事について
- 介護老人保健施設からの退所時における老人訪問看護指示加算に係る訪問看護指示書の様式について
- 「特定診療費の算定に関する留意事項について」の一部改正について
- 初回の介護報酬の請求期日の受付の取扱いについて
- 基準該当事業者に対する特例居宅介護サービス費等の審査支払事務を連合会の共同処理で行う場合の請求等の取扱いについて
- 「介護給付費請求事務の解説と記載例」の送付について

(合計 本紙含め29枚)

vol. 70

平成12年4月27日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

4月23日付け「介護難民の不安」の新聞記事について

平成12年4月23日(日)の新聞に「介護保険制度では、入所者3か月以内の入院から施設に戻る際には、ベットがうまっていれば入所者を受け入れなくてもよい」との発言が記事として掲載されていましたが、運営基準上特別養護老人ホームには、3か月以内に退院することが明らかに見込まれる入所者については、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるようにしなければならないこととされており、この「やむを得ない事情」としては、単に当初予定の退院日に満床であることは該当しない取扱いとしているので、管下施設に対し、誤った認識がないよう、周知を徹底していただくようお願いいたします。

(参考)

○平成12年11月31日 厚生省令第46号

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(抄)

第22条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

○平成11年3月31日付 厚生省令第39号

「指定介護老人福祉施設の人員、設備運営に関する基準」 第19条 (内容は上記と同じ)

○平成12年3月17日付 老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(抄)

第4 10 入所者の入院期間中の取扱い

(3) やむを得ない事情がある場合とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は基本的に該当しないことに留意すること。なお、当該例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要があること。

○平成12年3月17日付 老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」

第4 15 入所者の入院期間中の取扱い (内容は上記と同じ)